香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２８日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第３８号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

(1)　香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年規則第５号）別表第２の２の項

(2)　香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第３号）別表第３の２の項

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第２の２の項及び改正後の香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第３の２の項の規定は、令和８年６月１日から適用する。